

令和3年3月26日、日置市農業委員会会長馬場恵三郎は、令和2年度3月総会を日置市東市来支所4階第4会議室に召集した。

〈 会議に付した議案 〉

議案第73号	農業振興地域整備計画変更審議について	(2件)
議案第74号	農地法第3条許可申請書審議について	(19件)
議案第75号	農地法第4条許可申請書審議	(1件)
議案第76号	農地転用事業計画変更申請書審議について	(1件)
議案第77号	農地法第5条許可申請書審議について	(8件)
議案第78号	非農地証明願出書について	(2件)
議案第79号	農用地利用集積計画審議について	(149件)
議案第80号	荒廃農地に係る非農地判断審議について	(1242件)
議案第81号	農地法第3条第2項第5号の下限面積の別段面積の設定審議について	

〈 出席委員 〉 (19人)

1番 馬場 恵三郎 (会長・議長)	2番 奥 和俊	3番 池畑 正治
4番 日高 格一	5番 迫 千穂子	6番 重水 賢治
7番 馬場 五男	8番 山口 義廣	9番 野元 政博
10番 楠 眞憲	11番 東 芳男	12番 横山 義春
13番 地頭所 忠一	14番 池田 初男	15番 今屋 政市
16番 黒葛 クルミ	17番 今村 壽久	18番 末永 義弘
19番 春成 勝美		

〈 欠席委員 〉 (0人)

〈 出席推進委員 〉 (14人)

20番 佐藤 洋三	21番 東峯 満	22番 松崎 秀樹	23番 下池 健悟
24番 本村 敏英	25番 松崎 弘安	26番 瀧間 隆男	27番 中玉利 一朗
28番 鳩野 哲盛	29番 檜物 茂広	30番 西園 賢一郎	31番 鶴田 浩志
32番 田中 宏和	33番 藤崎 善行	34番 永野 彰一	

〈 欠席推進委員 〉 (1人)

29番 檜物 茂広

〈 事務局等出席者 〉

農業委員会事務局

事務局長	上之原 誠	次長兼農業振興係長	石塚 健一
農地調整係長	小園 和仁	農業振興係	内 智富美
農地調整係	梶村 海斗		

(開会 9時00分)

会長 ただいまから、令和2年度3月定例総会を開会します。
本日の出席委員は19名中19名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数を満たしておりますので、総会は成立しております。
また、推進委員が14名出席しております。
それでは、お手元の総会議事日程に従いまして、進行させていただきます。
まず、日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。日置市農業委員会総会会議規則第13条の規定により、議事録署名委員として、2番「奥 和俊」委員と、3番「池畑 正治」委員を指名させていただきます。

会長 次に、日程第2、議案第73号農業振興地域整備計画変更審議を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 資料の1頁をご覧ください。2件です。
本議案は、市長から諮問を受けましたので本総会に提案するものです。
番号1及び番号2の種別は除外です。
説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

7番 議案第73号の番号1について報告いたします。

令和3年3月19日、私と日吉地域の農業委員は、市職員、事務局職員と現地調査を行いました。
農用地区域外の土地利用状況から見て、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難であると認められるかについては、認められます。

農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれは、ありません。

農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営むものに対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれは、ありません。

農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれは、ありません。

総論としまして、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の要件の全てを満たすので、変更相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

16番 議案第73号の番号2について報告いたします。

令和3年3月19日、私と日吉地域の農業委員は、市職員、事務局職員と現地調査を行いました。
農用地区域外の土地利用状況から見て、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難であると認められるかについては、認められます。

農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれは、ありません。

農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営むものに対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれは、ありません。

農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれは、ありません。

総論としまして、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の要件の全てを満たすので、変更相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。何かご質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第73号のすべての案件について、諮問のとおり変更することが相当であることに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第73号のすべての案件については、諮問のとおり変更することが相当であると決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

会長 次に、日程第3、議案第74号「農地法第3条許可申請書審議」を議題とします。
それでは、議事参与制限の案件を先に審議します。
池畑 正治委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

3番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 資料の6頁の番号14をご覧ください。1件です。
番号14の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は9,499㎡、作物は野菜です。
以上、計1件、権利取得後の経営面積は下限面積以上であり、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。
説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

10番 議案第74号の番号14について報告いたします。
令和3年3月23日、私と副の今屋委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は耕作中の農地です。
農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。
権利を取得する人の種別は、自然人です。
農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。
周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。
総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。議案第74号の池畑委員が関係する番号14の案件について、許可相当との報告をいただきました。
何かご質疑等は、ございませんか。
[質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第74号の池畑委員が関係する番号14について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
[賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第74号の池畑委員が関係する番号14について、許可することに決定しました。
池畑委員に着席の連絡をしてください。

3番 [着席]

会長 議案第74号の議事参与制限以外の案件を審議します。
事務局の説明を求めます。

事務局 資料の4頁から26頁をご覧ください。18件です。
番号1の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は4,599㎡、作物は自然薯です。
番号2の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は248㎡、作物は野菜です。
番号3の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は5,777㎡、作物は水稻です。
番号4の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は6,150㎡、作物は水稻です。
番号5の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は5,384㎡、作物は甘藷です。
番号6の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は11,191㎡、作物は野菜です。
番号7の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は48,116㎡、作物は水稻です。

番号8の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は4,075㎡、作物は野菜です。
番号9の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は3,526㎡、作物は水稻です。
番号10の権利種別は賃貸借権設定、権利取得後の経営面積は2,748㎡、作物は甘藷です。
番号11の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は3,082㎡、作物は野菜です。
番号12の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は6,596㎡、作物は野菜です。
番号13の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は12,381㎡、作物はそばです。
番号15の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は31,434㎡、作物は水稻です。
番号16の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は4,595㎡、作物は水稻です。
番号17の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は460㎡、作物は野菜です。
番号18の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は9,340㎡、作物は水稻です。
番号19の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は234㎡、作物は野菜です。
以上、計18件、権利取得後の経営面積は下限面積以上であり、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 現地調査委員の報告をお願いします。

27番 議案第74号の番号1について報告いたします。

令和3年3月20日、私と正の馬場会長は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、農地所有適格法人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

27番 議案第74号の番号2について報告いたします。

令和3年3月20日、私と正の馬場会長は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は草払い等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

4番 議案第74号の番号3について報告いたします。

令和3年3月21日、私と副の佐藤委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

4番 議案第74号の番号4について報告いたします。

令和3年3月21日、私と副の佐藤委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

5番 議案第74号の番号5について報告いたします。

令和3年3月22日、私と副の檜物委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地と一部重機等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

5番 議案第74号の番号6について報告いたします。

令和3年3月22日、私と副の檜物委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は草払い等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

5番 議案第74号の番号7について報告いたします。

令和3年3月19日、私と副の檜物委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

6番 議案第74号の番号8について報告いたします。

令和3年3月19日、私と副の東峯委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は重機等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

6番 議案第74号の番号9について報告いたします。

令和3年3月20日、私と副の東峯委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

7番 議案第74号の番号10について報告いたします。

令和3年3月20日、私と副の鳩野委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

9番 議案第74号の番号11について報告いたします。

令和3年3月21日、私と副の黒葛委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

9番 議案第74号の番号12について報告いたします。

令和3年3月21日、私と副の黒葛委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

10番 議案第74号の番号13について報告いたします。

令和3年3月23日、私と副の今屋委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

11番 議案第74号の番号15について報告いたします。

令和3年3月20日、私と副の藤崎委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

11番 議案第74号の番号16について報告いたします。

令和3年3月20日、私と副の藤崎委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

14番 議案第74号の番号17について報告いたします。

令和3年3月22日、私と副の下池委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は重機等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

16番 議案第74号の番号18について報告いたします。

令和3年3月21日、私と副の野元委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

18番 議案第74号の番号19について報告いたします。

令和3年3月19日、私と副の瀧間委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。議案第74号の議事参与制限以外の案件について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

〔質問・意見等なし〕

会長 質疑等ございませんので、議案第74号の議事参与制限以外の案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成多数〕

会長 賛成多数です。議案第74号の議事参与制限以外の案件について、許可することに決定しました。

次に、日程第4、議案第75号農地法第4条許可申請書審議を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の27頁をご覧ください。1件です。

番号1の転用目的は、駐車場、休憩場です。

申請地は、農用地区域内農地であり、令和2年6月に用途区分変更の申請があり、同月に用途変更の決定がなされております。

以上、計1件、農地法第4条第6項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

12番 議案第75号の番号1について報告いたします。

令和3年3月22日、私と副の今村委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、農用地区域内農地であるが、農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するので、農用地区域内農地の農用地利用計画指定用途と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第4条第6項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。

議案第75号の案件について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場 〔質問・意見等なし〕

会長 質疑等ございませんので、議案第75号の案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成多数〕

会長 賛成多数です。議案第75号の案件について、許可することに決定しました。

会長 次に、日程第5、議案第76号農地転用事業計画変更申請書審議を議題とします。

また、日程第6、議案第77号農地法第5条許可申請書審議の番号7が関連しますので、合せて審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の29頁をご覧ください。1件です。

番号1は、議案第77号農地法第5条許可申請書審議の32頁、番号7と関連がありますので、合わせて説明いたします。

本申請は、令和2年11月27日付指令農振第5号67で農地法第5条の規定により許可を受けた転用事業計画を変更するため、申請がなされたものです。

変更理由について、当初、申請者は建売住宅として申請されましたが、新型コロナウイルスの関係で、資金繰りが悪化し、当初の計画を実施できず、また、今回事業継承者となる申請人が、この地に一般住宅を建築するものであります。

なお、面積が777㎡で、一般住宅建築の概ね500㎡を超えておりますが、進入路もあり有効面積が474㎡となる理由書がついております。

以上、農地法に係る事務処理要領の規定に該当するので、承認要件を、また、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長 現地調査委員の報告をお願いします。

17番 議案第76号の番号1と議案第77号の番号7については、一括して報告いたします。

令和3年3月22日、私と副の横山委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約4.0haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法に係る事務処理要領の規定に該当するので、承認相当、また、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第76号の案件と関連する議案第77号の番号7について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第76号の案件と関連する議案第77号の番号7について、許可することに決定しました。

会長 次に、日程第6、議案第77号農地法第5条許可申請書審議の番号7以外の案件を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 資料の31頁をご覧ください。番号7以外の7件について説明いたします。

番号1の転用目的は、一般住宅、権利種別は所有権移転です。

番号2の転用目的は、車庫、庭、権利種別は所有権移転です。

番号3の転用目的は、一般住宅、権利種別は所有権移転です。

番号4の転用目的は、通路、権利種別は所有権移転です。

番号5の転用目的は、倉庫、駐車場、権利種別は所有権移転です。

番号6の転用目的は、庭・駐車場、権利種別は所有権移転です。

番号8の転用目的は、駐車場、権利種別は所有権移転です。

なお、番号1については、宅地部分(311.36㎡、仮換地面積276㎡)と一体利用し、全体面積が578.45㎡(仮面積512㎡)で、一般住宅建築の概ね500㎡を超えておりますが、境界部分がL型擁壁であり、緩衝部分を設けるなど面積超過理由書が添付されております。

番号2については、兄妹の関係で、兄のA様は亡くなられておりますが、生前に遺言公正証書を作成され、兄から妹へ譲渡する旨の証書となっており、この証書が添付されております。また、転用済みのため始末書も添付されております。

番号3と番号4については所在地番も同じですが、分筆予定であります。
また、番号5については、転用済みであり顛末書が添付されております。
以上、番号7を除く計7件、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしている
と考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

2番 議案第77号の番号1について報告いたします。

令和3年3月22日、私と副の松崎（秀）委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は非農地相当です。

農地の区分については、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であるので、第3種農地の都市計画用途地域内農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

2番 議案第77号の番号2について報告いたします。

令和3年3月22日、私と副の松崎（秀）委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は非農地相当です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約9.5haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

8番 議案第77号の番号3と番号4については、一括して報告いたします。

令和3年3月20日、私と副の本村委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であるので、第3種農地の都市計画用途地域内農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

9番 議案第77号の番号5について報告いたします。

令和3年3月21日、私と副の黒葛委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は非農地相当です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約2.0haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。
許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。
転用事業面積の妥当性は、妥当です。
災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。
総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

14番 議案第77号の番号6について報告いたします。
令和3年3月22日、私と副の下池委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地と一部非農地相当です。
農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.1haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。
資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。
許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。
転用事業面積の妥当性は、妥当です。
災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。
総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

19番 議案第77号の番号8について報告いたします。
令和3年3月22日、私と副の田中委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。
農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.1haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。
資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。
許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。
転用事業面積の妥当性は、妥当です。
災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。
総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。
議案第77号の番号7以外の案件について、許可相当との報告をいただきました。
何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第77号の番号7以外の案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第77号の番号7以外の案件について、許可することに決定しました。

会長 次に、日程第7、議案第78号非農地証明願出書審議を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 資料の42頁をご覧ください。2件です。
非農地に至った理由及び現在の状況について説明します。
番号1は、20年以上経過した宅地です。
番号2は、20年以上経過した道路です。
2件の所在地番は同じですが、農地の現況に合わせて分筆予定であるため、今回の申請となったものです。

以上、計2件、日置市非農地証明書交付要綱第3条に該当するので、非農地として証明することが相当と考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

27番 議案第78号の番号1について報告いたします。

令和3年3月20日、私と正の馬場会長は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は非農地相当です。

認定基準の該当項目は、2号宅地で農地として利用できない土地です。

総論としまして、非農地証明書交付要綱第3条に該当しているので非農地として証明することが相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

27番 議案第78号の番号2について報告いたします。

令和3年3月20日、私と正の馬場会長は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は非農地相当です。

認定基準の該当項目は、2号道路で農地として利用できない土地です。

総論としまして、非農地証明書交付要綱第3条に該当しているので非農地として証明することが相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。議案第78号のすべての案件について、非農地として証明することが相当であると報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第78号のすべての案件について、非農地として証明することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第78号のすべての案件について、非農地として証明することに決定しました。

会長 ここで、しばらく休憩します。

次の開議を10時10分とします。

午前10時00分休憩

午前10時10分開議

会長 休憩前に引き続き会議を開きます。

会長 次に、日程第8、議案第79号農用地利用集積計画審議を議題といたします。

はじめに、議事参与制限の案件を先に審議します。

会長 まず、東峯 満委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

21番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 46頁の番号5です。貸借です。

面積について、田はなし、畑は1,661㎡、計1,661㎡、うち再設定面積はなし、利用権設定件数は1件、うち再設定件数はなしです。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第79号の東峯委員が関係する番号5の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第79号の東峯委員が関係する番号5の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

東峯委員に着席の連絡をしてください。

21番 [着席]

会長 次に、奥和俊委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

2番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 47頁の番号6です。貸借です。

面積について、田は1,583㎡、畑はなし、計1,583㎡、うち再設定面積はなし、利用権設定件数は1件、うち再設定件数はなしです。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第79号の奥委員が関係する番号6の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第79号の奥委員が関係する番号6の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

奥委員に着席の連絡をしてください。

2番 [着席]

会長 次に、佐藤洋三委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

20番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 47頁の番号8、9、10です。貸借です。

面積について、田は5,197㎡、畑はなし、計5,197㎡、うち再設定面積はなし、利用権設定件数は3件、うち再設定件数はなしです。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第79号の佐藤委員が関係する番号8から番号10の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第79号の佐藤委員が関係する番号8から番号10の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

佐藤委員に着席の連絡をしてください。

20番 [着席]

会長 次に、下池健悟委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

23番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 48頁の番号11です。貸借です。
面積について、田は2,693㎡、畑はなし、計2,693㎡、うち再設定面積はなし、利用権設定件数は1件、うち再設定件数はなしです。
本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。
説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第79号の下池委員が関係する番号11の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第79号の下池委員が関係する番号11の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。
下池委員に着席の連絡をしてください。

23番 [着席]

会長 次に、横山 義晴委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

12番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 52頁の番号30です。貸借です。
この案件は、横山委員が法人の役員を務める関係上、議事への参与を制限いたします。
面積について、田はなし、畑は3,464㎡、計3,464㎡、うち再設定面積は3,464㎡、利用権設定件数は1件、うち再設定件数は1件です。
本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。
説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第79号の横山委員が関係する番号30の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第79号の横山委員が関係する番号30の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。
横山委員に着席の連絡をしてください。

12番 [着席]

会長 次に、田中 宏和委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

32番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 60頁の番号68です。貸借です。
面積について、田は1,112㎡、畑はなし、計1,112㎡、うち再設定面積はなし、利用権設定件数は1件、うち再設定件数はなしです。
本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。
説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]
会長 質疑等ありませんので、議案第79号の田中委員が関係する番号68の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]
会長 賛成多数です。議案第79号の田中委員が関係する番号68の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。
田中委員に着席の連絡をしてください。

32番 [着席]
会長 次に、日高 格一委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

4番 [退席]
会長 事務局の説明を求めます。
事務局 まず、総会資料の訂正をお願いいたします。農事組合法人Tの経営面積が、申請期間中に合意解約があったため一部異なっております。これにつきましては、経営面積「114,920㎡」で統一をお願いいたします。
それでは説明に入ります。61頁から77頁までの49件で、日高氏個人分については番号3、7、12、13、18、28、45で、農事組合法人Tに関する案件については番号1、2、9、17、23、25、26、29、31、33、34、36、41、42、47、48、52、53、54、55、56、57、58、60、61、62、63、64、65、66、67、68、69、70、71、72、73、74、75、76、77、78です。貸借です。
農事組合法人Tに関する案件については、日高委員が法人の役員を務める関係上、議事への参与を制限しております。
面積について、田は38,191㎡、畑は14,214㎡、計52,405㎡、うち再設定面積はなし、利用権設定件数は42件、うち再設定件数はなしです。
本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。
説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]
会長 質疑等ありませんので、議案第79号の日高委員が関係する農地中間管理機構分の番号1から番号3、番号7、番号9、番号12、番号13、番号17、番号18、番号23、番号25、番号26、番号28、番号29、番号31、番号33、番号34、番号36、番号41、番号42、番号45、番号47、番号48、番号52から番号58及び番号60から番号78までの49件の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]
会長 賛成多数です。議案第79号の日高委員が関係する農地中間管理機構分の49件の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。
日高委員に着席の連絡をしてください。

4番 [着席]
会長 次に、鳩野 哲盛委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

28番 [退席]
会長 事務局の説明を求めます。
事務局 71頁の番号51です。貸借です。
面積について、田は2,889㎡、畑は3,282㎡、計6,171㎡、うち再設定面積はなし、利用権設定件数は1件、うち再設定件数はなしです。
本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致し

ていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第79号の鳩野委員が関係する農地中間管理機構分の番号51の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第79号の鳩野委員が関係する農地中間管理機構分の番号51の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

鳩野委員に着席の連絡をしてください。

28番 [着席]

会長 議案第79号の議事参与制限以外の案件を審議します。

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 まず、所有権移転です。資料の45頁です。売買です。

面積について、田はなし、畑は886㎡、計886㎡、作物は茶です。

次に、利用権設定分です。資料の46頁から60頁です。貸借です。

面積について、田は50,425㎡、畑は23,582㎡、計74,007㎡、うち再設定面積は51,398㎡、利用権設定件数は60件、うち再設定件数は44件です。

最後に、農地中間管理機構分です。資料の61頁から77頁です。貸借です。

面積について、田は32,648㎡、畑は9,632㎡、計42,280㎡、うち再設定面積はなし、利用権設定件数は30件、うち再設定件数はなしです。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第79号の議事参与制限以外の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第79号農用地利用集積計画の議事参与制限以外の案件は、計画案どおりに決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

会長 次に、日程第9、議案第80号荒廃農地に係る非農地判断審議を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第80号 荒廃農地に係る非農地判断審議についてであります。

資料は78頁～124頁になります。

本案件は令和2年8月から9月にかけて実施していただきました、農地の利用状況 調査による調査結果でございます。

124頁の集計表をご覧ください。

地域別で申しますと、東市来344筆137,700㎡、伊集院166筆87,944㎡、日吉453筆183,936㎡、吹上279筆107,324㎡、全域合計で1,242筆516,904㎡となっております。

農地法第2条第1項の農地に該当しないものとして判断することについて、ご審議よろしくお願ひします。

会長 はい、ありがとうございました。ただいまの説明について、何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第80号のすべての案件について、非農地として判断することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第80号のすべての案件について、非農地として判断することに決定しました。

会長 次に、日程第10、議案第81号「地法第3条第2項第5号の下限面積の別断面面積の設定審議を議題とします。

事務局の説明を求めます。

会長 次に、日程第10、議案第81号農地法第3条第2項第5号の下限面積の別段面積の設定審議を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の125頁をご覧ください。農地法第3条第2項第5号の下限面積の別段面積の設定審議について御説明いたします。

農地法第3条の許可申請を審議する際には、農地法第3条第2項第5号の規定により、農地の権利取得後の経営面積が一定未満の場合には原則不許可となっております。

その面積について、農地法では、北海道で2ヘクタール、都府県で50アールと定められているところですが、農業委員会で基準に従い、市町村の区域について、これらの面積の範囲内で別段の面積を別に定めることもできるようとなっております。

本市では、平成29年度4月総会で承認され、平成29年5月1日から下限面積の別段面積を農用地区域内農地は20アール、農用地区域外農地は1アールとして適用しているところです。

農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないので、変更しないものとして提案するものでございます。説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 はい、ありがとうございました。ただいまの説明について、何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第81号の案件については、賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第81号の案件については、原案のとおり決定しました。

以上で、本日のすべての審議は終了いたしました。

閉会のあいさつを会長代理をお願いします。

2番 令和2年度3月総会を閉会します。

(閉会 10時40分)

この議事録が真正なものと認め、ここに署名する。

会 長 (印)

2 番 (印)

3 番 (印)